

「基盤確立事業の認定を受けるには？」

みどりの食料システム法に基づく支援（需要の開拓・流通の合理化）

- みどりの食料システム法では、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等を用いて行う新商品の開発・生産や需要の開拓、当該農林水産物等の流通の合理化に向けた取組を「**基盤確立事業**」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 基盤確立事業に取り組む事業者の方は、その**事業計画(基盤確立事業実施計画)**を作成し、**国(主務大臣)の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組・認定要件

- 本制度は、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物が再生産可能な価格で十分な量が流通され、付加価値の向上が図られることで、農林漁業者が**持続的に環境負荷低減に取り組める環境を整備**することを目指すものです。
- 認定の対象となる基盤確立事業の内容は、**法に基づく国の基本方針**に定めています。

取組類型	取組内容
環境負荷低減農林水産物等を用いて行う 新商品の開発、生産又は需要の開拓	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物を活用した新商品の開発、製造又は当該新商品の販路の拡大を行う事業
環境負荷低減農林水産物等の 流通の合理化	環境負荷低減事業活動等の取組により生産された農林水産物について、荷捌き業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化、又は品質管理若しくは販売情報管理の高度化等、既に用いている流通の方式を改善し又は新たな流通の方式を導入する事業

主な認定要件

以下の要件に加え、「事業効果が広域的に波及するか」「事業内容に一定の先進性があるか」などの観点から審査を行います。

- 有機農産物や特別栽培農産物などの環境負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物を取り扱う取組であること
- 当該農林水産物を新たに取り扱う、又は従来よりも取引量を増加させるものであること
- 農林水産物の安定調達に向けた農林漁業者との取引関係を構築するものであること

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援（需要の開拓・流通の合理化）

● 主な支援内容

① 日本政策金融公庫等による低利融資 ※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

みどり法に基づく計画を、食品等流通法の**食品等流通合理化計画**とみなして認定を受けることで、事業の実施に必要な食品等の製造施設、流通施設等を整備する場合に日本政策金融公庫の**食品流通改善資金**の貸付を受けられます。

② その他の支援措置

■ 行政手続のワンストップ化

事業実施に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続を、計画認定申請と同時に行うことができます。

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

認定申請は**随時受け付けています**。認定をお考えの事業者の方は、取り組もうとしている事業内容が要件に合致するか等について、まずは**農林水産省に事前相談**をお願いします。

事前相談はコチラまで

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ
midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp ☎03-6744-7186

● 食品流通改善資金 <公庫農林事業>

有機農産物などの環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等の流通の合理化のために必要となる食品等の製造施設、流通施設等の整備を低利資金で支援します。

対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けた食品等製造業者、食品等販売業者等
※中小企業者に限ります。

使途・支援内容

■ 食品等の製造施設、流通施設等の取得等に必要な資金
(集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設等の改良・造成・取得など)

ポイント

農林漁業者と連携して行う取組が支援の対象となります

資金をご利用いただくためには、「農林水産物等の取引量が5年以内に概ね2割以上増加する」「取引関係が5年以上継続する」などの要件があります。まずは最寄りの公庫支店にご相談ください！

- 借入限度額：負担額の80%
- 借入金利：0.85%～1.75%(令和6年12月現在)
- 償還期限：25年以内

取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

【留意点】公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

「有機農産物等の加工・流通施設の整備に活用できる 支援措置について知りたい」



農山漁村振興交付金のうち

● 地域資源活用価値創出対策

みどり認定ポイント加算対象

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

実施主体

民間事業者等(農林漁業者、その団体と連携して取り組む中小企業者など)

使途・支援内容

- ① 地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)(3/10以内等、原則1億円以内)
(農林水産物処理加工施設、販売施設等の整備)
- ② 地域資源活用・地域連携推進支援事業(1/2以内等、500万円以内)
(農林水産物を活用した新商品開発・販路開拓の取組など)

主な採択要件

- ①は(1)~(3)のいずれかに基づく整備事業計画が必要
(1)六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画
(2)農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
(3)都道府県又は市町村が策定する戦略

- ②は事業実施主体要件、地域要件を満たすこと
(事業実施主体に農林漁業者を必ず含む、農山漁村で行う取組であることなど) 等

ポイント

- ①は制度資金の融資等(スーパーL資金など)を活用して資金調達を行う必要があります
- ②は耐用年数3年以内の施設整備も支援可能です

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局都市農村交流課等

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● みどりの事業活動を支える体制整備(再掲)

基盤認定が要件

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、有機農産物等の流通の合理化や新商品の開発、生産又は需要の開拓に必要な機械・施設の整備などを支援します。

実施主体

民間事業者等(食品流通業者、JAなど)

主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及する等広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及度合に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

ポイント

個社単位も活用可能です！

まだ「基盤確立事業実施計画の認定」を受けてなくても応募できます！

予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(小規模物流拠点施設、食品加工工場の整備・補改修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)
(共同発送などの流通体制の構築や新商品の改良に向けた調査など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

「流通施設の整備に関する支援が知りたい」



グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

みどり認定ポイント加算対象

● 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業

輸出先国の規制・条件に対応した施設・機器の整備とHACCP等の施設認定・認証取得を一体的に支援します。

実施主体 食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者など

主な採択要件 ■ 輸出向けHACCP等の認定・認証を取得すること

支援内容 ■ 1/2以内(上限:5億円、下限:250万円)
(施設の新設・増築(掛かり増し部分)、改修、HACCPの教育など)

ポイント 施設等の整備と一体的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施も対象になります。

お問合せ先 農林水産省輸出・国際局輸出支援課 (03-6744-2375) 又は
各地方農政局経営・事業支援部 輸出促進課 等

NEW

みどり認定等ポイント加算対象

● 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援します。

また、食品企業による広域的な産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

実施主体 都道府県、民間団体等、食品事業者

支援内容 ■ 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築(定額)
専門家派遣のほか、広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援
■ 地域型食品企業等連携促進事業(定額1/2以内)
① 都道府県が、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、食品企業と農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等を支援
② 地域の食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組を支援

ポイント みどり認定者や基盤確立事業者と連携した取り組みについて、優先採択のためのポイント加算が受けられます。

■ テーマ型食品企業等連携促進事業(1/2以内)
自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援

お問合せ先 農林水産新事業・食品産業部 企画グループ(03-6744-2063)
食品製造課(03-6744-2089)

「生産・流通体系の転換に関する支援が知りたい」



グローバル産地づくり推進事業のうち

特定区域ポイント加算対象

大規模輸出産地モデル形成等支援事業（再掲）

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

実施主体

①都道府県または②都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な採択要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産・流通体系への転換の取組を推進する事業実施計画となっていること

支援内容

- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費(定額)
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築に係る経費(定額)

ポイント

- ①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化と、
- ②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築の両方の取組を行うことが必要です。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課(03-6744-7172)

NEW

みどり認定等ポイント加算対象

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（再掲）

約3割を輸入に依存する加工・業務用野菜について、周年安定供給体制の構築により国産シェアを奪還するため、国産野菜サプライチェーンの連携強化を図るための対策を総合的に支援します。

実施主体

民間団体等

支援内容

- ① サプライチェーン構築推進事業
複数産地と実需者が連携した国産野菜の強靱なサプライチェーンを構築するため、実需者のニーズに対応した品種の栽培実証、先進地や実需者ニーズ調査、農業機械や予冷・貯蔵庫のリース導入等に係る経費を支援します。
補助率:事業費の1/2以内
- ② サプライチェーン連携強化推進事業
国産野菜のサプライチェーン連携強化のため、複数産地と実需者が連携して行う合理化の取組について、生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大型コンテナのリース導入等の実証経費を支援します。
補助率:定額

ポイント

みどり認定者や基盤確立事業者と連携した取り組み、特定区域における取組について優先採択のためのポイント加算が受けられます。

お問合せ先

- ① 最寄りの都道府県庁
- ② 各地方農政局生産部園芸特産課等

「有機農産物等の加工・流通の取組に活用できる支援措置 について知りたい」



酒類事業者向け予算

● 酒類業振興支援事業費補助金

認定事業者ポイント加算対象

酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援します。

実施主体

酒類事業者又は酒類事業者を少なくとも1者以上含むグループ

支援内容

■ 酒類業振興支援事業費補助金(海外展開支援枠)

- (1) 酒類事業者による海外販路拡大、商品等の高付加価値化、インバウンドによる海外需要の開拓等の取組
- (2) リソース不足に対応するため上記取組について、複数(3者以上)の酒類事業者が集まって推進する取組

補助率:補助対象経費の1/2

補助金額:1件当たり 1,000万円上限、50万円下限

ただし、複数(3者以上)の酒類事業者が集まって取組を推進する場合の上限額は、1,200万円(3者)、1,300万円(4者)、1,400万円(5者)、1,500万円(6者以上)

■ 酒類業振興支援事業費補助金(新市場開拓支援枠)

- (1) 商品の差別化による新たなニーズの獲得
- (2) 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
- (3) ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

補助率:補助対象経費の1/2又は2/3(従業員数が20人以下(卸・小売業は5人以下)の小規模酒類事業者)

補助金額:1件当たり 500万円上限、50万円下限

※ 給与支給の増加計画を達成できない等の場合において、補助金額の一部を返還

ポイント

有機米を活用した日本酒等の国内外の普及拡大に当たり、必要となる機械の導入や販促費などさまざまな取組に活用できます。

お問合せ先

国内における主たる事業実施場所を所轄する国税局又は沖縄国税事務所

「農産物の環境負荷低減の取組を発信したい」💡

生産者・小売事業者の皆さん、温室効果ガス削減貢献や生物多様性保全の取組を、星の数で分かりやすく消費者に伝える、**環境負荷低減の取組の「見える化」**にぜひ取り組んでみませんか。

● 環境負荷低減の取組の「見える化」とは

- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用量、バイオ炭や堆肥の施用量、水管理(水田)などの、生産者の栽培情報を用いて、温室効果ガス削減や生物多様性保全の努力を評価し、貢献度に応じて星の数で分かりやすく表示。



見る・選べる
みえるらべる

温室効果ガス削減の取組

- ・化学農薬、化学肥料の低減
- ・化石燃料の削減
- ・バイオ炭や堆肥の施用 等



削減貢献率 5%以上: ★
// 10%以上: ★★
// 20%以上: ★★★

➢ 地域の慣行的な栽培と比較した温室効果ガス排出量の削減貢献率を算定し、等級を確定

生物多様性保全の取組

- ・化学農薬、化学肥料の低減
- ・冬期湛水
- ・魚の保護 等



取組の得点1点 : ★
// 2点 : ★★
// 3点以上: ★★★

➢ 温室効果ガス削減に加え、生物多様性の保全の取組の得点に応じて評価し、等級を確定
※生物多様性保全の評価は、米に限る

● 「見える化」に取り組むには



まずはホームページからご登録下さい。



お持ちの生産記録で簡単に算定できます。

算定結果をご報告下さい。商品やチラシなどにぜひ登録番号を付与します。ラベル表示して下さい。

● 対象品目

栽培方法	対象品目
露地栽培のみ	米、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶
施設栽培のみ	ミニトマト、イチゴ
両栽培方法ともに対象	トマト、キュウリ、なす、温州みかん、ぶどう

～令和6年3月の本格運用開始以降、全国の多様な店舗等で表示～



見える化について詳しくはコチラ



お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2016) または、最寄りの地方農政局や県拠点までお問合せください。

「農産物の学校給食への活用や食育を進めたい」



● 学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究

学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進に係る先進事例を創出するための調査研究を行います。

実施主体

教育委員会(市町村等)

採択要件

学校給食における有機農産物等の使用促進や、有機農産物等の使用を通じた児童生徒の食育推進について効果的な研究を実施すること。

支援内容

- **コーディネーター等の配置に必要な経費**
(学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを行うコーディネーターや、食の指導に係る助言者の配置に必要な経費)
- **協議会の開催や事例普及等に必要な経費**
(関係者による協議会や、事例発表会などの開催に必要な経費)
- **効果的な農業体験等に必要な経費**
(効果的な農業体験の導入のための会議開催、調整のための人材の雇用に必要な経費)
- **調査研究に必要な消耗品等に係る経費**
(食材の一次加工等の雑役務費、効率的に有機農産物等を活用するための器具の購入等)

ポイント

- ・ 有機農産物等を通じた児童生徒の食育推進に力を入れている市町村等へ委託いたします。学校給食における有機農産物等の使用促進やそれらを活用した食育推進のために必要な様々な経費を負担することが可能です。
- ・ 直接市町村等に委託する調査研究です。申請を御検討の際は、文部科学省までご相談ください。

お問合せ先

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 学校給食・食育係
(03-5253-4111)

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定ポイント加算対象※

● 有機農業拠点創出・拡大加速化事業(再掲)

※ みどり法に基づく認定の他、有機農業に関する栽培管理協定を締結している場合等に加算

有機農産物の学校給食等での利用など、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点(オーガニックビレッジ)の創出を支援(①)するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備を支援(②)します。

実施主体

- ①市町村、協議会(市町村を含む)
- ②協議会(都道府県を含む)等

事業要件

- ①について、
 - 地域における有機農業の取組方針等を定めた有機農業実施計画の策定及び、その実現に向けた取組の実施
 - みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定に向けた取組を行うこと等

ポイント

市町村が中心となって、生産から消費までの一貫した取組や目標について計画を作成しましょう!

地域の関係者で検討会を実施し、有機農産物の生産、流通・加工、消費等の各段階における具体的な取組内容や目標、推進体制をとりまとめた有機農業実施計画を策定することにより、気運を醸成しましょう。

- ②について、
 - 域内の代表的な有機栽培体系1つ以上について、経営指標を作成のうえ、域内各地域に適用可能な経営・技術指導マニュアルを作成すること等

支援内容

定額 (①について、機械のリース導入は1/2以内)

お問合せ先

- ①最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等
- ②最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

詳しくはコチラ



「環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けた食育の取組を進めたい」

「新たな食品ビジネスを始めたい」



NEW 消費・安全対策交付金のうち

● 地域での食育の推進

環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けた食育の取組など、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進します。

実施主体

都道府県、市町村、民間団体等

ポイント

環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組について事業採択時のポイント加算が受けられます。

支援内容

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等を支援（1/2以内）

お問合せ先

消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）

NEW

みどり認定等ポイント加算対象

● 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業（再掲）

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等を支援します。

また、食品企業による広域的な産地連携や製造現場の自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

実施主体

都道府県、民間団体等、食品事業者

支援内容

- 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築（定額）
専門家派遣のほか、広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援
- 地域型食品企業等連携促進事業（定額1/2以内）
 - ① 都道府県が、「地域連携推進支援コンソーシアム」を設置し、食品企業と農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等を支援
 - ② 地域の食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組を支援

ポイント

みどり認定者や基盤確立事業者と連携した取り組み、特定区域における取組について優先採択のためのポイント加算が受けられます。

- テーマ型食品企業等連携促進事業（1/2以内）
自動化、資材標準化等による業界横断的な生産性向上の取組を支援

お問合せ先

農林水産新事業・食品産業部 企画グループ（03-6744-2063）
食品製造課（03-6744-2089）

みどりの食料システム法の認定等に対する 主な国庫補助事業等における優遇措置の実施状況

※ 記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご注意ください。

みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減の取組を支援するため、以下の項目について、主な国庫補助事業等において採択審査時の加点などの優遇措置を実施しています。

- 環境負荷低減事業活動実施計画(又は特定環境負荷低減事業活動実施計画)の認定(みどり認定)
- 基盤確立事業実施計画の認定(基盤認定)
- 都道府県・市町村が作成する基本計画に設定された特定区域(モデル地区)での取組

事業名	みどり認定	基盤認定	特定区域	概要
みどりの食料システム戦略推進交付金【R6補正・R7当初】	●	●	●	<p>採択ポイント67点のうち最大20～23点を加算</p> <p>【各メニュー共通項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業実施地域が特定区域の全部又は一部を含む場合、5点を加算 ■ 事業に参加する者のうち、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合(令和7年度の認定見込みも含む)、5点を加算 <p>【環境負荷低減活動定着サポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ みどり認定者数の目標についてを基本計画に規定している場合、3点を加算 等 <p>【有機農業拠点創出・拡大加速化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が過半数の場合は3点、全員の場合は5点を加算 ■ 事業に参加する者のうち、基盤認定を受けている場合(令和7年度の認定見込みも含む)、5点を加算 <p>※このほか、有機栽培管理協定の締結に対して5点を加算</p> <p>【有機転換推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>みどり認定が事業要件</u> <p>【SDGs対応型施設園芸確立、地域循環型エネルギーシステム構築、バイオマス地産地消】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が1名以上含まれる場合は3点、過半数の場合は5点を加算 ■ 事業に参加する者が、基盤認定を受けている場合(令和7年度の認定見込みも含む)、5点を加算 <p>【グリーンな栽培体系加速化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が1名以上含まれる場合は5点、過半数の場合は7点を加算 ■ 事業に参加する者が、基盤認定を受けている場合(令和7年度の認定見込みも含む)、3点を加算 <p>【みどりの事業活動を支える体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業メニューにより、<u>基盤確立事業の認定又はみどり認定が事業要件</u>

生産から販売までを総合的に支援する事業

事業名	みどり認定	基盤認定	特定区域	概要
持続的生産強化対策事業の一部 【R7当初】 (公募事業) ・戦略作物生産拡大支援 ・時代を拓く園芸産地づくり支援 ・果樹農業生産力増強総合対策 ・ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 ・養蜂等振興強化推進 ・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進	●	●	—	<ul style="list-style-type: none"> みどり認定を受けている場合は1ポイントを加算できる、又は優先的に採択する(ただし、追加公募には適用しない) 基盤認定を受けている場合は1ポイントを加算できる、又は優先的に採択する(ただし、追加公募には適用しない)
国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業 【R7当初】	●	●	●	以下の <u>いずれか</u> に該当する場合にポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
国産小麦・大豆供給力強化総合対策 【R6補正・R7当初】	●	●	●	【麦・大豆生産技術向上事業】 次の <u>いずれか</u> に該当する場合にポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 事業実施主体の構成員がみどり認定若しくは基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 【新たな麦流通モデルづくり事業】 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体の構成員が基盤認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 【R6補正】	●	●	—	事業実施主体の構成員が、みどり認定、基盤認定 <u>いずれか</u> の認定を受けている又は受ける見込みの場合、ポイントを加算
生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業 【R7当初】	●	—	●	次の <u>いずれか</u> に該当する場合にポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 事業実施主体の構成員がみどり認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合
経営継承・発展等支援事業 【R7当初】	●	—	—	申請時点においてみどり認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがある場合にポイントを加算
集落営農連携促進等事業 【R7当初】	●	—	—	申請時点において、みどり認定を受けている場合にポイントを加算
新規就農者育成総合対策 (うち経営発展支援事業) 【R7当初】	●	—	—	みどり認定を受ける場合、ポイントを加算
グローバル産地づくり推進事業 (うち大規模輸出産地モデル形成等支援事業) 【R6補正・R7当初】	—	—	●	特定区域において、プロジェクトを行う事業計画で要件を満たすものについては、優先的に採択するものとする

※記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

設備投資等を支援する事業

事業名	みどり 認定	基盤 認定	特定 区域	概要
強い農業づくり総合支援交付金 【R7当初】	●	●	●	<p>【卸売市場支援タイプ】</p> <p>次のいずれかに該当する場合に1ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基盤認定を受けている ■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産された農林水産物を取り扱う取組を推進する <p>【産地基幹施設等支援タイプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ みどり認定を受けている受益者が5割以上の場合は1ポイント加算、8割以上の場合は2ポイント(低コスト耐候性ハウス等の場合は1ポイント)加算、又は事業実施主体が基盤認定を受けている場合は1ポイント加算できるものとする ■ みどりの食料システム戦略の推進枠について、みどりの食料システム法に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、求められる活動に資する施設整備を行う場合1ポイント加算できるものとする
国内肥料資源利用拡大対策事業 (国内肥料資源活用総合支援事業は、国内肥料資源活用施設総合整備支援、国内肥料資源活用総合推進支援に限る) 【R6補正】	●	●	●	<p>【国内肥料資源活用総合支援事業】</p> <p>以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む又は令和7年度中に特定区域の設定が見込まれる場合、5ポイント加算 ■ 事業実施主体及び構成員でみどり認定若しくは基盤認定を受けている者(令和7年度中の認定見込みも含む)が1名以上含まれる場合は2ポイント、過半数の場合は5ポイントを加算 ■ 事業実施主体が、基盤認定を受けている場合、5ポイント加算 <p>【畜産環境対策総合支援事業】</p> <p>以下に該当する場合にそれぞれポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業実施地域が特定区域の全部若しくは一部を含む場合、5ポイント加算 ■ 取組主体が、みどり認定若しくは基盤認定を受けている場合、5ポイントを加算
農山漁村振興交付金 【R7当初】	●	●	●	<p>【(例) 地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)】</p> <p>次のいずれかに該当する場合にポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画に基づいて行う事業である ■ 特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組である
農地利用効率化等支援交付金 【R7当初】	●	—	—	みどり認定を受けた取組であれば、「グリーン化優先枠」に応募可能
担い手確保・経営強化支援事業 【R6補正】	●	—	—	みどり認定を受けた取組に必要な機械を、「みどり農業推進優先枠」の対象機械とする みどり認定を受けている場合、配分基準ポイントとして、1ポイントを加算
新規就農者確保緊急円滑化対策 (うち世代交代・初期投資促進事業) 【R6補正】	●	—	—	みどり認定を受ける場合、ポイントを加算

※記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

設備投資等を支援する事業

事業名	みどり認定	基盤認定	特定区域	概要
スマート農業・農業支援サービス事業導入 総合サポート緊急対策事業 (うち農業支援サービスの先進モデル支援、 農業支援サービスの立ち上げ支援) 【R6補正】 スマート農業・農業支援サービス事業導入 総合サポート事業 【R7当初】	—	●	—	以下に該当する場合に、それぞれポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> ■ サービス実施主体が導入する農業機械が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合に5ポイント加算 ■ 基盤認定を受けている場合に5ポイント加算
重点対策加速化事業 【R7当初】【環境省】	—	—	●	特定区域に設定された地区において重点対策加速化事業と連携した取組を行う場合

研究・開発の取組等を支援する事業

事業名	みどり認定	基盤認定	特定区域	概要
「知」の集積と活用の場による イノベーションの創出 (うちオープンイノベーション研究・実用化推進事業) 【R7当初】	●	●	—	基盤認定又はみどり認定を受けた者が、研究グループに参画している場合に加算
みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業 【R7当初】	●	●	—	基盤認定又はみどり認定を受けた者が、研究グループに参画している場合に加算
戦略的国際共同研究推進事業 【R7当初】	●	●	—	みどり認定又は基盤認定を受けている者(申請中の者も含む。)が、研究実施機関に含まれている場合は5ポイント加算
革新的新品種開発加速化緊急対策 (うち政策ニーズに対応した革新的新品種開発) 【R6補正】	●	●	—	みどり認定又は基盤認定を受けている者(申請中の者も含む。)が、研究実施機関に含まれている場合はポイント加算
スマート農業技術開発・供給加速化緊急 総合対策 (うちアグリ・スタートアップ創出強化対策) 【R6補正】 「知」の集積と活用の場による イノベーションの創出 (うちスタートアップへの総合的支援) 【R7当初】	—	●	—	認定を受けた基盤確立事業実施計画に基づき策定された研究課題である場合に加算

※記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

流通・販路拡大の取組等を支援する事業

事業名	みどり認定	基盤認定	特定区域	概要
地域の持続的な食料システム確立推進支援事業 【R7当初】	●	●	—	次の <u>いずれか</u> に該当する場合にポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> ■ みどり認定を受けた農林漁業者と連携して取り組む場合 ■ 基盤認定を受けた者と連携して取り組む場合
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 【R6補正・R7当初】	—	●	●	次の <u>いずれか</u> に該当する場合に1ポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> ■ 基盤認定を受けている ■ 特定区域において、みどり認定を受けて生産された農林水産物を原材料として用いている
食品ロス削減・プラスチック資源循環対策 【R7当初】	—	●	—	【食品ロス削減総合対策事業】 基盤認定を受けている(事業実施年度内の設定見込みも含む)場合、審査において配慮する
酒類業振興支援事業費補助金 【R6補正・R7当初】【国税庁】	—	●	—	事業者等が基盤認定を受けている場合は加算する

畜産農家の取組を支援する事業

事業名	みどり認定	基盤認定	特定区域	概要
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業) 【R6補正】	●	●	—	以下に該当する場合に <u>それぞれ</u> ポイントを加算 【施設整備事業、機械導入事業】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 畜産クラスター協議会の構成員でみどり認定を受けている者が1割以上の場合は3点、3割以上の場合は5点を加算 ■ 畜産クラスター計画において、基盤認定を受けている堆肥センター等が堆肥の高品質化やペレット化に取り組む場合は5点を加算 【施設整備事業】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 施設整備を実施する取組主体が、みどり認定を受けている、又は受ける見込みである場合は5点を加算
畜産生産力・生産体制強化対策事業(うち肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進) 【R7当初】	●	●	—	事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者がみどり認定若しくは基盤認定のいずれかを受けている場合、加算
飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援(うち有機飼料の生産支援) 【R7当初】	●	—	—	みどり認定を受けていることが要件

※記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることをご留意ください。

※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

林業者の取組を支援する事業

事業名	みどり認定	基盤認定	特定区域	概要
林業・木材産業循環成長対策交付金の一部 ・高性能林業機械等整備 ・木質バイオマス利用促進施設の整備 ・特用林産振興施設等の整備 ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備 【R7当初】	●	●	—	みどり認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算 木質バイオマス利用促進施設の整備についてはみどり認定若しくは基盤認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算

漁業者の取組を支援する事業

事業名	みどり認定	基盤認定	特定区域	概要
漁業構造改革総合対策事業 【R7当初】	●	—	—	申請時点においてみどり認定を受けている又は事業実施期間中にみどり認定を受ける見込みがある場合にポイント加算

※記載の内容は令和6年度補正予算又は令和7年度予算における措置状況であり、既に公募等が終了している事業があります。優遇措置の内容等については、今後の令和7年度予算編成過程で内容の変更があり得ることご留意ください。

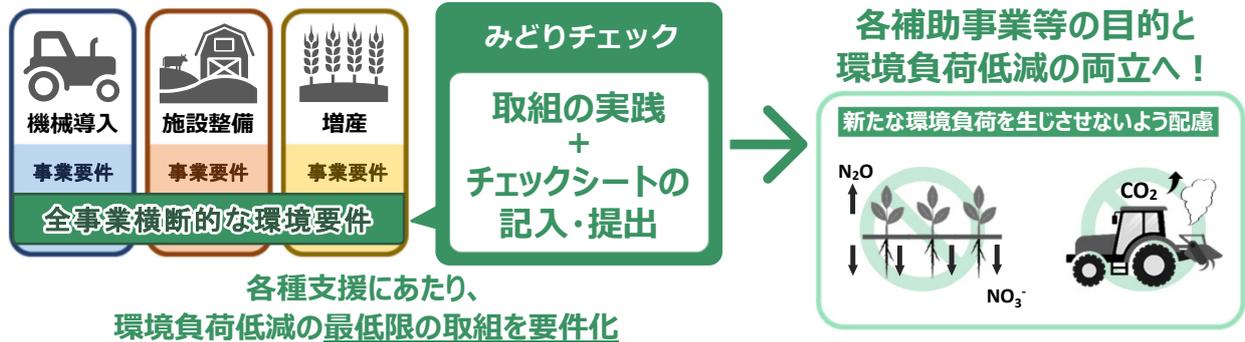
※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等をご確認ください。

「みどりチェック」に取り組みましょう！

(環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて)

「みどりチェック」のねらい

「みどりチェック」(環境負荷低減のクロスコンプライアンス)は、**農林水産省の全ての補助事業等**において、チェックシート方式により、**最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化**するものです。これにより、事業を実施する際に新たな環境負荷が生じないようにし、**各補助事業等の目的と環境負荷低減を両立**することを目的としています。



各種支援にあたり、**環境負荷低減の最低限の取組を要件化**

どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？



農林水産業には環境により多面的機能がある一方で、**環境に負荷を与えている側面**もあります

農林水産業は**環境の影響を受けやすい**ことに加え、**農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面**もあります。

このため、日頃の事業活動の中で新たな**環境への負荷が生じないように、7つの基本的な取組を実践することが重要**です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、**消費者の理解と評価を深める**ことにもつながります。



「みどりチェック」は誰もが取り組める**環境負荷低減への「初めの一歩」**です。

「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント

- ✓ 適正な施肥

例えば…
肥料のムダをなくす
- ✓ 適正な防除

農薬を正しく使う
- ✓ エネルギーの節減

省エネを行う
- ✓ 悪臭・害虫の発生防止

臭いや害虫の発生源の管理
- ✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分

ゴミ削減
資源の有効活用
- ✓ 生物多様性への悪影響の防止

不必要な防除の削減
- ✓ 環境関係法令の遵守

法律を守る等

「みどりチェック」の実施手続き

チェックシートの例（抜粋）

チェックシート の記入・提出	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
	<input checked="" type="checkbox"/>	① 肥料を適正に保管	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/>	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/>	③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/>	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input checked="" type="checkbox"/>

+

取組内容の確認





農林水産省の補助事業等に申請する際に、チェックシートの各項目を読み、該当する全ての項目にチェックを付けて提出の上、取組を実践してください。

令和6年度～

+

取組を実践した上で、事業の報告時にチェックシートを提出してください。また、国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により、抽出された者に対して取組内容の確認を行います。

令和7年度～

よくあるご質問

Q 「みどりチェック」のチェックシートは、農林水産省の補助事業を活用する場合には、必ずチェックして提出する必要があると聞きましたが、提出しなかったらどうなるのでしょうか？

A 取組の実践とチェックシートの記入・提出は**補助金等の受給要件**となります。もし、記入・提出しなかった場合には、**補助等が受けられなくなる**ので、必ず実施しましょう。

Q 「みどりチェック」は、難しい内容であり、誰でも簡単には取り組めないのではないのでしょうか。また、取り組むことでどのような効果があるのでしょうか？

A 「みどりチェック」は皆さんが**意識すれば取り組める内容**です。また、「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、**消費者の理解と評価を深める**ことにもつながります。

詳しく知りたい方はこちら

農業経営体、畜産経営体、林業事業者、漁業経営体、食品関連事業者、民間事業者・自治体等向けのチェックシート解説書やQA集等を掲載しています。

→<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



農業

畜産業

林業

漁業

食品

民間・自治体

お問合せ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
☎(直通) 03-6744-1865

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標	2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)	0万t-CO ₂ (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等 技術の確立	既に実用化されている化石燃料 使用量削減に資する電動草刈機、 自動操舵システムの普及率:50%	2040年 技術確立
		高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6:使用環境に応じた条件 での技術実証 TRL 7:実運転条件下での プロトタイプ実証	
		小型沿岸漁船による試験操業を実施	
③ 化石燃料を使用しない園芸施設への 移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施 設等の割合:50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④ 我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わ せた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に 向けて、農林漁業の健全な発展に資する 形で、我が国の再生可能エネルギーの導 入拡大に歩調を合わせた、農山漁村にお ける再生可能エネルギーの導入を目指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に 向けて、農林漁業の健全な発展に資する 形で、我が国の再生可能エネルギーの導 入拡大に歩調を合わせた、農山漁村にお ける再生可能エネルギーの導入を目指す。	
環境保全	⑤ 化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)	63万トン(30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha	100万ha(25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン(50%削減)	
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、 労働生産性を向上	6,694千円/人(30%向上)	
	⑩ 飲食物品卸売業の売上高に占める 経費の縮減	飲食物品卸売業の売上高に占める 経費の割合:10%	
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮 した輸入原材料調達の実現	100%	
林野	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占 める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による 炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合:30%	90%
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度 (444万トン)まで回復	444万トン	
	⑭ 二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖に おける人工種苗比率	13%	100%
		養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	100%

